

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5

令和8年5月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽生タクシー株式会社 (法人番号: 8030001032908) 代表者 増田 建夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県羽生市南1-8-17 (本社営業所) 埼玉県羽生市南1-8-17
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月20日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業報告書報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年5月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社悠遊（法人番号：5040001095493） 代表者 謝 明華
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市深城308-1 (本社営業所) 千葉県市原市深城308-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月9日及び令和7年10月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)業務の記録の不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(4)運行指示書による指示義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年5月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東京サービスエンタープライズ (法人番号: 8030001090567) 代表者 本田 宏江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市川崎67-1 (東京サービス エンタープライズ 埼玉県飯能市川崎67-1 ズ本店営業所)
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月14日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和8年4月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20260407	榮自動車 株式会社(法人番号2011801007981) 代表者 安田 茂美	東京都足立区 梅田3-3-3	金町営業所	東京都葛飾区 東金町8-2-16	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年6月30日、無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	6	0
20260407	株式会社 WK(法人番号4010001184102) 代表者 温 海燕	東京都中央区 新川2-22-3	本社営業所	東京都江戸川区 区松本1丁目2-5番3号 クールドヤヨイ103	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年9月3日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	0	0
20260407	柴崎 勲	東京都三鷹市	個人	東京都三鷹市	文書警告	道路運送法第94条第1項	令和8年2月3日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	0	0
20260410	株式会社 雲鶴(法人番号5040001129029) 代表者 姜 震	神奈川県川崎市 市川崎区観音2-21-2-3	本社営業所	東京都足立区 谷在家3-14-3 ハイツ矢嶋203	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年10月22日及び令和7年10月30日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20260417	日本交通 株式会社(法人番号8011501015890) 代表者 椎名 秀次	東京都北区 浮間5-4-51 2階103号	千住営業所	東京都足立区 足立三丁目26番13号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年2月25日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)